

## 南区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部改正について

### 1 概要

平成28年4月1日に改正された新潟市区自治協議会運営指針の区自治協議会委員推薦会議の構成員の変更について、同指針にならい南区自治協議会委員推薦会議運営要綱の一部を変更する。

### 2 改正概要

現行制度	改正（案）	理由
・第1号委員（コミ協選出者）と第4号委員（公募委員）で10人以内（第4号は全員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全号委員で構成する。第1号委員6人、第2号委員から第5号委員は1人ずつ。</li> <li>ただし、第2号から第5号委員は、自号委員を選考する際、議決に加わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募委員の再応募に伴う推薦会議の辞退（交代）をなくすため。</li> <li>地域代表である第1号委員を中心とした構成及び第2号から第5号委員のバランスを考慮した構成とするため。</li> <li>第2号から第5号委員が自号の選考をする際、議決に加わらないことで、公平性を担保するため。</li> </ul>

### 3 施行年月日

平成28年7月27日

### 4 その他

構成員の任期の特例について、平成28年7月27日に構成員である者の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成28年7月27日に満了する。

新潟市区自治協議会運営指針の一部改正 新旧対照表

改正後（案）	現行
(選任等) <u>第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、南区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。</u>	(選任等) 第2条 推荐会議の構成員（以、「構成員」という。）は、 <u>新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）</u> 第2条第2項第1号及び同項第4号に該当する委員のうちから、 <u>南区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）</u> が選任する。 <u>（追加）</u>
<u>2 推荐会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号から第5号に該当する委員のうちからそれぞれ1人を選出する。</u>	<u>（追加）</u>
<u>3 条例第2条第2項第2号から第5号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。</u>	<u>2 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</u> 第4条（略） (略)
<u>4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。</u> 第4条（略） (略)	<u>4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> ただし、 <u>条例第2条第2項第2号から第5号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。</u>
<u>5 （略）</u> 附 則 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。 附 則 (施行期日)	<u>5 （略）</u> 附 則 この要綱は、平成19年5月30日から施行する。
<u>1 この要綱は、平成28年7月27日から施行する。</u> (構成員の任期の特例)	
<u>2 平成28年7月27日に構成員である者の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成28年7月27日に満了する。</u>	

# 南区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）

第4条第6項の規定に基づき、南区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

## （選任等）

第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、南区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 推荐会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号から第5号に該当する委員のうちからそれぞれ1人を選出する。

3 条例第2条第2項第2号から第5号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

## （座長）

第3条 推荐会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

## （会議）

第4条 推荐会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、条例第2条第2項第2号から第5号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

## （役割）

第5条 推荐会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

（1） 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。

（2） 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。

（3） 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選

出委員等」という。)を選考すること。

(4) 条例第2条第2項第3号から第5号までに該当する委員(第5号に該当する委員は前号に掲げる委員を除く。)を選考すること。

(5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。

(秘密を守る義務)

第6条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(区自治協議会との連絡)

第7条 推薦会議は、委員の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

(座長専決)

第8条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(議決の委任)

第9条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

(1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員等の市長への推薦に関すること。

(2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

(構成員の任期の特例)

2 平成28年7月27日に現に構成員である者の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成28年7月27日に満了する。

<参考>

南区自治協議会委員推薦会議委員の選出について

委員資格	氏 名	団 体 名	現構成員	新構成員
1号委員 (12名)	小杉 由美子	新飯田コミュニティ協議会	○	6名
	小池 芳雄	コミュニティ茨曽根		
	田村 義三郎	庄瀬地域コミュニティ協議会		
	青木 智子	小林コミュニティ協議会		
	小林 誠	臼井地区コミュニティ協議会	○	
	渡辺 康	大郷地区コミュニティ協議会		
	木村 功	鶴巻地区コミュニティ協議会	○	
	小林 公子	根岸地域コミュニティ協議会	○	
	棚村 真寿美	大通コミュニティ協議会		
	小林 孝	白根コミュニティ協議会	○	
	高橋 薫	味方地区コミュニティ協議会		
	小山田 充	月潟コミュニティ協議会	○	
2号委員 (10名)	小山 康子	南区P T A連絡協議会		1名
	片野 秀雄	白根郷土地改良区		
	佐藤 千代子	南区連合保健会		
	市嶋 洋介	白根青年会議所		
	丸山 新吉	南区老人クラブ連合会		
	野澤 敏子	食生活改善推進委員協議会南支部		
	西脇 博	新潟みらい農業協同組合		
	原 正行	月潟商工会		
	原 五郎	新潟市南区身体障害者福祉協会		
	大那 孝	新潟市南区観光協会		
3号委員 (3名)	渡辺 悅子	民生委員・児童委員		1名
	田中 容子	地域教育コーディネーター		
	大橋 章子	白根図書館協議会委員経験者		
4号委員 (3名)	高橋 文子	公募委員	○	1名
	本間 智美	公募委員	○	
	小林 加代子	公募委員	○	
5号委員 (2名)	小林 敬子	新潟市スポーツ推進委員連盟南区連絡協議会		1名
	山宮 勇雄	南区社会福祉協議会		

※現行の構成員数は、1号委員7名、4号委員3名であるが、委員の辞職により現在1号委員6名となっている。